

## 白川町告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

### 記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社OKBペイメントプラットフォーム  
岐阜県大垣市郭町二丁目25番地 K i x ビル8F
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

白川町告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル7階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 白川町告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

### 記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

白川町告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

白川町告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社雨風太陽  
岩手県花巻市仲町1番29号 HANAMAKI BASE
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

白川町告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 白川町告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

### 記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

白川町告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、白川町会計規則（令和3年白川町規則第5号）第17条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
美濃白川ふるさと応援寄附金
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで